

事業所の概要

【運営規程の概要】

事業所名	特別養護老人ホーム おぢやさくら				
所在地	〒947-0041 新潟県小千谷市小栗2732-14				
連絡先	TEL	0258-83-1786	FAX		
サービス種類	短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護				
事業所番号	1570800357				
利用定員	20名				
管理者	田中 孝 (タナカ タカシ)				
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定めた告示上の基準額の利用者負担分 【利用料その他の費用の額】のとおり			
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定めた告示上の基準額 【利用料その他の費用の額】のとおり			
その他の費用	【利用料その他の費用の額】のとおり				
通常の送迎の実施地域	小千谷市、魚沼市、長岡市(旧長岡市、旧川口町、旧越路町、旧小国町、旧山古志村)				

【従業者の勤務体制】

従業者の職種	員数	
	常勤	非常勤
管理者	(1)	
医師		(1)
生活相談員	(2)	
看護職員	(4以上)	
介護支援専門員	(3以上)	
介護職員	(32以上)	
機能訓練指導員	1(1)	
管理栄養士	(1以上)	
事務員	(1以上)	
施設管理	(2以上)	

※()内は、同一事業所内を兼務する

【利用料その他の費用の額】 《短期入所生活介護》

併設型短期入所生活介護費	要介護度	居 室	基本利用料	利用者負担金		
				1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
(併設型) 短期入所生活介護費	要介護 1	ユニット型・個室	7,040 円	704 円	1,480 円	2,112 円
	要介護 2	ユニット型・個室	7,720 円	772 円	1,544 円	2,316 円
	要介護 3	ユニット型・個室	8,470 円	847 円	1,694 円	2,541 円
	要介護 4	ユニット型・個室	9,180 円	918 円	1,836 円	2,754 决
	要介護 5	ユニット型・個室	9,870 円	987 円	1,974 决	2,961 决
加算の種類	算定単位	基本利用料		利用者負担金		
送迎加算	片道につき	1,840 円		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
機訓練体制加算	1 日につき	120 円		184 决	368 决	552 决
個別機能訓練加算	1 日につき	560 决		12 决	24 决	36 决
夜勤職員配置加算	1 日につき	180 决		56 决	112 决	168 决
若年性認知症利用者受入加算	1 日につき	1,200 决		180 决	360 决	540 决
緊急短期入所受入加算 《対象となる方のみ》	1 日につき	900 决		120 决	240 决	360 决
療養食加算 《提供した方のみ》	1 日につき(3回を限度)	80 决		90 决	180 决	270 决
サービス提供体制強化加算 I	1 日につき	220 决		80 决	16 决	24 决
介護職員処遇改善加算 I	1 日につき	(上記短期入所生活介護費+加算・減算) × 14%		22 决	44 决	66 决
減算の種類	算定単位	基本利用料		利用者負担金		
長期利用者に対する減算	1 日につき	300 决		左記の 1 割相当額	左記の 2 割相当額	左記の 3 割相当額
長期利用の適正化	要介護度	居 室	基本利用料	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
連続して 61 日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している利用者にサービスを提供した場合	要介護 1	ユニット型・個室	6,700 决	670 决	1,340 决	2,010 决
	要介護 2	ユニット型・個室	7,400 决	740 决	1,480 决	2,220 决
	要介護 3	ユニット型・個室	8,150 决	815 决	1,630 决	2,445 决
	要介護 4	ユニット型・個室	9,860 决	886 决	1,972 决	2,658 决
	要介護 5	ユニット型・個室	9,550 决	955 决	1,910 决	2,865 决

《介護予防短期入所生活介護》

併設型介護予防短期入所生活介護費	要介護度	居 室	基本利用料	利用者負担金		
				1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
(併設型) 介護予防短期入所生活介護費	要支援 1	ユニット型・個室	5,290 决	529 决	1,058 决	1,587 决
	要支援 2	ユニット型・個室	6,560 决	656 决	1,312 决	1,968 决
加算の種類	算定単位	基本利用料		利用者負担金		
送迎加算	片道につき	1,840 决		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
機訓練体制加算	1 日につき	120 决		184 决	368 决	552 决
個別機能訓練加算	1 日につき	560 决		12 决	24 决	36 决
若年性認知症利用者受入加算	1 日につき	1,200 决		56 决	112 决	168 决
療養食加算 《提供した方のみ》	1 日につき(3回を限度)	80 决		120 决	240 决	360 决
サービス提供体制強化加算 I	1 日につき	220 决		80 决	16 决	24 决
介護職員処遇改善加算 I	1 日につき	(上記介護予防短期入所生活介護費+加算・減算) × 14%		22 决	44 决	66 决
長期利用の適正化	要介護度	居 室	基本利用料	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
連続して 30 日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している利用者にサービスを提供した場合	要支援 1	ユニット型・個室	5,280 决	528 决	1,056 决	1,584 决
	要支援 2	ユニット型・個室	6,550 决	655 决	1,310 决	1,965 决

【秘密の保持】

○当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、正当な理由がない限り在職中及び退職後においても決して漏らしません。

○当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

【事故発生時の対応】

○当事業所は、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○当事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

○当事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

【緊急時における対応方法】

○サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医及び家族等への連絡を行う等必要な措置を講じます。

【非常災害対策】

○当事業所は、事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として防災計画を策定しております。

【苦情処理の体制】

○別紙「苦情や相談に関する対応方法の概要」のとおり

【第三者による評価の状況】

○別紙「苦情や相談に関する対応方法の概要」のとおり

《その他の費用》

内容	算定単位	金額
居住費 ユニット型・個室	1日につき	2,546 円
食費	朝食(1食につき)	480 円
	昼食(1食につき)	605 円
	夕食(1食につき)	600 円
日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(理容・美容代、身の回り品費、教養娯楽費等)		実費

利用者負担段階ごとの居住費・食費の利用者負担

利用者 負担段階	対象者	滞在費(日額)	食費(日額)
第 1 段階	○市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○生活保護受給者	880 円	300 円
第 2 段階	○市町村民税世帯非課税であって、年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	880 円	600 円
第 3 段階	○市町村民税非課税世帯であって、本人の合計所得金額と年金収入の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	1,000 円	
	○市町村民税非課税世帯であって、本人の合計所得金額と年金収入の合計が 120 万円以上の方	1,370 円	1,300 円
第 4 段階	○市町村民税課税世帯の方	2,546 円	1,685 円